

太宰府市議会
基本条例の検証結果
(議会としての自己評価)

平成 31 年 1 月

議会基本条例の検証結果（議会としての自己評価）

【評価】の見方		A：できている。これまでどおり行う。 B：できている。ただし、改善が必要。 C：できていない。検討を要する。 D：できていない。条例改正が必要。 E：その他
条 文		
—	(前文)	太宰府市は、古代において政治・文化・交通の要衝の地であったことから、大宰府跡や大野城跡、水城跡をはじめとする多くの史跡が現存している。 また、大勢の人が訪れる太宰府天満宮や九州国立博物館等も有しており、文教・観光のまちとして、さらには、福岡都市圏に位置し交通の利便性が高いことから、緑にめぐまれた住宅都市として発展してきた。 このような二面性を持つ状況により、多様化した市民の期待に応えるとともに、地方分権により増大した市政の課題を解決するには、議員としての資質向上に努め、これまで以上に監視・調査・政策立案及び立法の機能強化に取り組む必要がある。 また、同時に議会における自由闊達な議員間討議を進め、二代表制の下、選挙で選ばれた議員と市長が緊張感をもって議論し、その情報を広く発信するとともに市民参加の機会を増加することにより、市民に信頼される議会の実現を目指し、この条例を制定する。
評 価		課題（必要な取り組み）
評価対象としない		—
条 文		
1 条	目的	この条例は、太宰府市議会(以下「議会」という。)と太宰府市議会議員(以下「議員」という。)の役割及び活動原則に関する基本事項を定めることにより、議会運営を活性化するとともに市政における論点や課題等を明らかにし、太宰府市民(以下「市民」という。)の負託に応え、安心して生活できる豊かな太宰府市の実現に寄与することを目的とする。
評 価		課題（必要な取り組み）
評価対象としない		—
条 文		
2 条	議会の活動原則	議会は、市民を代表する議員で構成される議決機関であることを常に自覚し、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営を目指すものとする。 2 議会は、市民本位の立場から適正な市政運営が行われているかを監視し、評価するものとする。 3 議会は、市民の多様な意見や要望を把握し、政策形成に適切に反映させるため、政策提言、政策立案等の機能強化に努めるものとする。 4 議会は、市民に対して議会の議決、審査又は議会活動についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。
評 価		課題（必要な取り組み）
B		○平成 28 年 8 月 19 日、中学校給食調査研究特別委員会から市長へ「中学校給食の今後のあり方についての要望書」を提出した。 ○平成 29 年 9 月 13 日、太宰府市地域交通問題特別委員会から市長へ「太宰府市の地域交通に係る要望書」を提出した。 ○予算の修正案を 2 回提出した。 ※意見書件数※ H26 年度：4 件、H27 年度：3 件 H28 年度：3 件、H29 年度：2 件 ○政策提言、政策立案、条例提案について、機能強化を図っていく。 ○市民により開かれた議会を目指し、見える化に努めていく。

条 文

3 条	議長及び議員の活動原則	議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し議会の機能強化に向けての先導的な役割を果たすものとする。 2 議員は、本会議及び委員会を通じて活発な意見発表に努めるものとする。 3 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んじるものとする。 4 議員は、市民の多様な意見や要望を的確に把握することに努めるとともに、議論に反映することにより市民全体としての福祉向上を目指すものとする。 5 議員は、議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めるものとする。 6 議員は、自らの議会活動について、市民に対し説明する責任を果たすものとする。	
評 価		取り組み状況	課題（必要な取り組み）
評価対象としない		第4条以降の各条で評価しているので、本条においては評価しない。	—

条 文

4 条	情報発信及び広報広聴の充実	議会は、その活動に関し積極的に情報を発信するとともに、常に市民の意見や要望を把握し議論に反映させなければならない。 2 議会は、広報広聴の充実を図るため少なくとも年 1 回は、市民との意見交換会を開催するものとする。	
評 価		取り組み状況	課題（必要な取り組み）
B		○議会だよりや市ホームページ等で積極的に情報公開を行っている。 ○議会開催日については、庁舎 1 階のホワイトボードへの記載とともに、ツイッターや、まほろば号車内掲示により周知している。 ○定例会及び予算・決算特別委員会の会議録については、ホームページ掲載のほか、市民図書館や中央公民館（プラム・カルコア）をはじめ地域の公民館に配架し、積極的な情報発信に努めている。	○意見交換会の開催の回数、内容、対象について引き続き検討。 ○SNS での発信も検討していく必要がある。 ○障がい者への情報発信のあり方について検討。
		＊＊意見交換会開催実績＊＊ 第 1 回【H26 年】2 会場、延べ 44 名参加 第 2 回【H27 年】1 会場、延べ 28 名参加 第 3 回【H28 年】2 会場、延べ 28 名参加 第 4 回【H30 年】2 会場、延べ 200 名参加 第 5 回【H30 年】1 会場（3 回）、 延べ 122 名参加 ワールドカフェ方式も取り入れた。 託児の受入れの体制を整えた。	

条 文

5 条	会議の公開及び制度の活用	議会は、本会議のほか常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を公開するものとする。 2 議会は、本会議又は委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の審議又は審査に反映させるよう努めるものとする。 3 議会は、請願を貴重な意見と受け止め、その審議又は審査においては請願者の要望があれば、その意見陳述の機会を設けるよう努めるものとする。
-----	--------------	---

評 価		取り組み状況	課題（必要な取り組み）
B		○本会議、常任委員会、特別委員会は条例どおりに公開している。なお、本会議は、ライブ中継と録画映像をネット配信している。 ○傍聴受付票の項目について、性別、住所欄を削除した。 ○参考人制度、公聴会制度を実施するような案件はなかった。 ○請願は常任委員会で審査され、本会議で適切に処理している。意見陳述の要望はなかった。 ＊ ＊請願件数＊ ＊ H26 年度：6 件、H27 年度：2 件 H28 年度：1 件、H29 年度：1 件 ＊ ＊傍聴者数（委員会を含む）＊ ＊ H26 年度：253 人、H27 年度：416 人 H28 年度：261 人、H29 年度：582 人	○障がい者の傍聴環境の整備と必要資料の提示の検討。
条 文			
6 条	議会及び議員と市長等との関係	議会は、市長及び執行機関の長(以下「市長等」という。)と常に緊張ある関係を保持し、市政の監視及び評価を行うものとする。 2 議員が行う代表質問及び一般質問は、市政上の論点及び課題を明確にするため一問一答方式で行うものとする。 3 議長から本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対し議長又は委員長の許可を得て反問することができるものとする。 4 議会は、会期中又は閉会中に関わらず、市長等に文書により質問ができる。この場合、文書により回答を求めるものとする。	
評 価		取り組み状況	課題（必要な取り組み）
A		○問責決議・辞職勧告決議・不信任決議を提出した。 ○一般質問は一問一答方式とし、傍聴者にも内容がわかりやすくなるように心がけている。 ○反問については、行われていないが、質問の趣旨確認程度はある。 ＊ ＊議案等審議件数＊ ＊ H26 年度：106 件、H27 年度：125 件 H28 年度：107 件、H29 年度：98 件 ＊ ＊一般（会派代表・個人）質問者数（延べ人数）＊ ＊ H26 年度：48 人、H27 年度：61 人 H28 年度：57 人、H29 年度：39 人 ※H29 年度は、12 月分は未実施。 ＊ ＊予算・決算審査資料要求件数＊ ＊ H26 年度：47 件、H27 年度：29 件 H28 年度：39 件、H29 年度：27 件 ＊ ＊その他の資料要求件数＊ ＊ H28 年度：1 件、H30 年度：1 件	○会派代表質問は、会派同士で重複しないように調整を行い、効果的・効率的な質問に努める。

条 文

7 条	政策形成過程の説明	議会は、市長から政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)を含む議案が提案された時は、政策等の水準を高めるため、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 政策等を必要とする背景 (2) 他の政策との比較検討 (3) 市民参加の実施の有無及びその内容 (4) 総合計画における根拠又は位置づけ (5) 関係法令及び条例 (6) 政策等に係る財政措置 (7) 将来にわたる効果及び費用
-----	-----------	---

評 価	取り組み状況	課題（必要な取り組み）
B	○政策等の案件内容に応じ、必要な事項の説明を質疑や質問により求めている。 ○総合計画基本構想・基本計画の審査にあたり、全員構成の特別委員会を設置した（議決事項であるため）。	○引き続き、(1) ～ (7) について、各審査の際に説明を求めている。

条 文

8 条	自由討議	議会は、議案等の審議又は審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。 2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように会議を運営しなければならない。
-----	------	---

評 価	取り組み状況	課題（必要な取り組み）
C	○委員会の中で自由討議の時間を設定しているが、積極的に行われていないのが現状。 ○本会議、委員会以外での議論は活発になりつつある。	○討論は活発に行っているものの、自由討議については十分に活用できておらず、検討課題である。

条 文

9 条	委員会の運営	委員会の運営については、太宰府市議会委員会条例(昭和 57 年条例第 19 号)に定めるところによる。
-----	--------	---

評 価	取り組み状況	課題（必要な取り組み）
A	○委員会条例に基づき適正に運営されており、執行部においても委員会開催日程を利用し、委員会や協議会において迅速な報告を実施している。 ○平成 29 年 4 月 1 日付けの行政機構改革に伴い、常任委員会の所管を行政組織の部単位に変更したことで、市民にわかりやすく、より効率的な委員会審査が可能となった。 ※※委員会の回数（特別委員会含む）※※ H 26 年度：60 回、H 27 年度：71 回 H 28 年度：72 回、H 29 年度：57 回	○各委員会が議会閉会中の広聴活動をより活発に取り組む。

条 文

10 条	体制整備及び充実	議会は、議会及び議員の政策立案能力及び条例提案能力を高めるため、次に掲げる事項について体制整備及び充実強化を図るものとする。 (1) 議員研修の充実強化に関すること。 (2) 広く各分野の専門家を招いて、議員研修会を開催すること。 (3) 議会事務局における適正な人員の確保を求め、調査機能及び法制審査機能を積極的に強化すること。 (4) 議会図書室の図書の実充に関すること。
評 価		取り組み状況 課題（必要な取り組み）
B		○全議員が年2～3回の研修会に参加するとともに、会派や議員各自で研修会に参加している。 ○専門家を招いて議員研修会を行った。 ○事務局職員が議会運営に関する研修会や他自治体との研修に参加した。 ○図書室の設置・充実はなされておらず、政務活動費で購入した書籍や各種新聞、行政関連資料等の収集を行っており、充実を図っている。 ○議員研修においては、引き続き組織内部の専門家等も視野に入れ、積極的に開催する。 ○議会図書室の設置・充実を図るために計画が必要。 ○不測の災害に備えるため、BCP（自然災害などへの対応を定めた計画）作成に向けて、調査・研究を行う必要がある。

条 文

11 条	政治倫理	議員は、太宰府市議会議員政治倫理条例(平成29年条例第23号)を順守し、市民の代表としての責任を常に自覚し、公私にわたり高い倫理性に基づき行動しなければならない。
評 価		取り組み状況 課題（必要な取り組み）
A		○政治倫理条例制定特別委員会において、平成29年4月1日施行した。 ○条例に従い、政治倫理審査会を開催し厳正なる審査を行った。 H29年度：2回、H30年度：2回 ○これまでどおり順守していく。

条 文

12 条	政務活動費	政務活動費は、議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付されるものであり、会派又は議員は、政務活動費を有効に活用しなければならない。 2 政務活動費の交付については、太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年条例第17号)に定めるところによる。
評 価		取り組み状況 課題（必要な取り組み）
A		○視察、研修会、広報活動を行っている。 ○内容については基準を明確にし、収支報告書や領収書をホームページで公開している。 ○条例に基づき適正に交付され、精算している。 ○政務活動費を有効活用し、政策立案につなげていく。 ○視察や研修の報告書について、出張した議員全員が所見欄を記載するよう努める。

条 文

13 条	議員定数	議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議員で構成する議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。 2 議員定数は、太宰府市議会議員定数条例(平成 14 年条例第 34 号)に定めるところによる。	
評 価		取り組み状況	課題（必要な取り組み）
A		○平成 21 年 6 月に太宰府市議会議員定数問題特別委員会の設置を行った。その後、平成 22 年 6 月に太宰府市議会議員定数条例の一部を改正する条例を議員発議で行い、20 名が 18 名になった。	—

条 文

14 条	議員報酬	議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。 2 議員報酬は、太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 44 年条例第 259 号)に定めるところによる。	
評 価		取り組み状況	課題（必要な取り組み）
A		○議員が連続する 2 回の定例会の会議すべてを欠席した場合、翌月以降の報酬を支給しないことを条例に規定した（H28 年）	—

条 文

15 条	条例の検証 及び見直し 手続	議会は、議会運営委員会において必要に応じこの条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。 2 議会は、前項の検証の結果、この条例を含む議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。	
評 価		取り組み状況	課題（必要な取り組み）
A		○条例制定後、4 年目に 7 回開催し検証した(H30. 12. 17 現在)。 ○検証にあたっては、講師を招いて全議員を対象に研修会を開催し、条例の検証の必要性を再確認した。	○毎年点検を行いながら、4 年を目途に検証を行う。 ○現時点では運用することに重きをおき、条例等の改正は不要と思われる。